

# 目 次

## ○第1号（10月19日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）につ いて	3
日程の追加	10
追加日程1 追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の動議	10
追加日程2 追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の件	12
閉 会	13

令和4年第7回

榛東村議会臨時会会議録

第1号

10月19日(水)

# 令和4年第7回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

令和4年10月19日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和4年10月19日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

追加日程1

追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の動議

追加日程2

追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の件

## 出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会計課長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教育委員会 教 務 局 長	足達 哲也 君

---

## 事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和4年第7回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

1番齊藤将史議員、2番須田仁美議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第7回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



## ◎日程第3 議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。

議案書は1ページとなりますが、本日は、4ページの議案参考資料にて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ5,540万6,000円を追加し、総額を69億4,557万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用して、物価高騰対応に関する事業を実施し、エネルギーや食品などの価格高騰の影響を受けている生活者を支援しようとするものなどでございます。

歳入は、16款2項新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,049万7,000円、今回の臨時交付金は、価格高騰対応に限定されて交付されることになっております。

続いて、16款2項子育て世帯臨時特別支援事業費補助金、このうちの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これがマイナスの減の5,100万円。それから、16款2項子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、このうちの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらに5,610万1,000円、それから、20款1項財政調整基金の繰入金といたしまして980万8,000円。

歳出では、2款1項の経済活性化対策事業5,030万5,000円、新型コロナウイルスの状況下、エネルギーや食料品、価格高騰の影響を受けます全村民を対象に1人3,000円分の商品券を配布いたしまして、事業者支援と併せて、生活者の価格高騰による負担を軽減しようとするものでございます。

議決いただけましたら、早急に事務を進め、12月上旬に配布を開始し、12月20日から2月末までに使用していただくことを計画しております。

続いて、3款1項住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業510万1,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、エネルギー価格高騰や円安を背景といたしました物価高に対応するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を給付しようとするものでございます。

議案書の最後の9ページのほうをお願いいたします。

こちらの18節負担金、補助及び交付金150万円の計上となっております。

9月末まで申請を受け付けておりました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、こちらにつきましては、実績により減額するものと併せまして、今回の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらを1,050世帯分計上するものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第9号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 2点ほど、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、歳出のほうの2款1項経済活性化対策事業の関係ですが、今回、1人3,000円の商品券を発行するというので、また大変ありがたいことだと思います。

そこに、歳入のほうで、財政調整基金を900万ほど繰入れをして対応するということになっているんですが、これは国のほうの補助金に対して、村でも2割とか3割の予算を対応しなさいという理由か、あるいはまた、村民全体に対応するために財政調整基金を使って、これに充てるということでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今の商品券に関するご質問ですが、質問の中の、どちらかというとな後者のほうの考えになるかと思われまます。

国のほうから、今回のコロナ対策の交付金、このくらい、榛東村、上限については内示がございました。ただ、それだけで行いますと、先ほど申し上げた3,000円、これにいきませんので、その分、財政調整基金をプラスいたしまして、3,000円分の商品券を全村民のほうに配りたいと、そういう意味合いで、国プラス村ので、そういう事業を計画したものでございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） では、もう一点、その内容を既に検討しているかとは思われますが、前回のときに1人5,000円の給付もしていただいたんですけども、このときには大型店併用と、失礼な言い方なんですけれども、小型店専用というんですか、2種類になっているんですが、今回はどのような方向を考えているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今年度、既に実施しております、10月いっぱいでしたかね、ご使用いただいています商品券につきましては、議員おっしゃるとおり、村内の大型店、それから、議員おっしゃられる、ちょっとどう表現していいですか、中小の商店等に分けて、商品券のほうを2種類発行させていただきました。

ただ、今回、金額のほうが3,000円というところで分けますと、当然事務費等も、2種類の印刷等々もありますので、今回につきましては、その区分なく一本でやりたいと、そのように考えております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 全村民への給付ということで、ありがとうございます。

最後の9ページのところで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の9月まで受付していた分で、減額ということで、5,100万円ということなんですけれども、これはかなりの減額とはな

っているんですけれども、本来、このぐらいいるだろうということで見込まれて、予算を立てていただいたと思うんですけれども、申込みが必要ということですが、その申込みに対し、今までの前例として、このぐらいの申込みがいたのか、それとも今回に限って申込みが少なかったのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 最後、9ページの住民税非課税世帯等に対する臨時給付金、減額のところについてでございますが、大変申し訳ない話でございますが、年度当初、予算を組むときに、議員おっしゃられるとおり、住民税非課税世帯このぐらいいるだろうと見積もったところなんです、それがちょっと乖離が大き過ぎたというところでございます。

当然、村が課税する世帯等については、ある程度の把握、確定ではないんですが、ある程度の把握はできるんですが、基準日の関係で、1月1日、他市町村にいた方が榛東村に引っ越して来られた、こういう場合も、基準日によって榛東村が交付するという世帯がございます。これにつきまして、1月1日、榛東村にいらっしゃらないと、住民税の課税権といいますか、それが無いものですから、どのぐらいいるか、ここをちょっと多く見過ぎてしまって、このような減額を今回計上させていただくようなことになってしまいました。

当然、今回の電力・ガス、この辺につきましては、4年度、上のほうで、住民税非課税世帯のほうの情報、非課税世帯数等も把握できるものですから、今回につきましては、全然ないとは言いませんが、このような上段のような減額にはならず、いい数字が出せているのかなど、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 9ページですけれども、実績に合わせてということで、今お話ありましたけれども、残り1,050世帯分に何か差し上げるといっていただけけれども、それは、表の4ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業501万1,000円が1,050世帯ということで説明したんでしょうかね。ここら辺、2つの事業に分かれて、一つ残っているというところ、ちょっと説明がなかったように思うんですけれども。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私の説明が、ちょっと分からなかったのかも分かりませんが、あくまで、この9ページ、2段書きになっている上は、年度当初に計上させていただいたものが、こちら



の世帯数の見誤りで5,100万円ほど減額になると。それとは別に、今回新たにやるものが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業5,250万円分の給付ですので、先ほど申し上げました1世帯当たり5万円ということを割り返しますと1,050世帯、これ分の計上になりまして、ここで見ていただくと分かるんですが、マイナスの5,100万円と今回の5,250万円ですので、予算としてはプラス150万円、給付額に関しては。

ただ、その積み上げで、事業全体としても500万円ぐらいに見えてしまうんですが、そこで、今回補正、500万ぐらいじゃないのかと言われなかったために、先ほど私のほうも、ちょっとお時間いただきまして、5,100万と5,250万の説明をさせていただいたものでございます。

あくまで今回の電力・ガス、こちらの給付金につきましては、新たに1,050世帯、4年度非課税の世帯ですので、上の住民税非課税世帯と重複する世帯等もありますが、そういう世帯にも交付されるような新たな給付金が国の制度で出来上がったと、そのような制度が創設されたというものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 説明を細かくしていただいたというか、分かりやすくなったというところだと思いますけれども、なかなかこの数字だけ見て、議員全員が理解されているものだと思っていましたけれども、なかなか、やはり説明の仕方によっては理解し難いところもあるというのが最近分かりましたので、ちょっと細かく聞いたんですけれども。

そうしましたら、この費用が、郵便で3,000円の金券を配るということですが、前回から5,000円の金券を配っていると。大体3か月、4か月ぐらいの間なんですけれども、前回は大体、幾らぐらい換金になったのかというデータはございますか。今日、課長がいないようなんですけれども。その中で、郵送方法のメリットというものをどういうふうに感じていらっしゃるかということの、その2点をちょっとお尋ねします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 10月末まで使用していただける、現在やっている商品券につきましては、今回新たにまた商品券をやるということの段階で、事業の実施をお願いしております商工会のほうに確認いたしました。そのところで、9月末時点で70%少々の率だというふうに聞いております。

ただ、9月末というのは、商工会に来ている数字なので、まだ各商店が換金していない、そういうものは入っておりませんので、実際のところ、事業完了後には九十数%にいくのではないかと、そういうふうな商工会の見立てがございました。それに合わせまして、今回、新たな商品券につきましても、100%使っていただければ、それはそれでいいんですが、しまいなくしだの使わない方もいらっ

しゃるかと思えますので、そのパーセント、九十数%で考えて、いろいろ事業等の計画はしております。

それから、郵送についてですが、現在のところ、この国の交付金ですが、繰越し等は、国のほうで今のところ考えていないと。今後なるかもしれないんですが、商品券発行するに当たり、使用期限等々うたいますので、印刷しますので、その辺を考えまして、2月いっぱいということで考えさせていただきました。

使用期間が2か月少々ということにもなってしまいまして、ただ12月、皆さんもご存じだと思うんですが、郵便等々で行いますと、年賀状の準備だとか、それからお歳暮関係で、ちょっと郵便局のほうも忙しくなって、1回は配れると、そういうような方向を、確約というか、申入れもお願いいたしまして、このような方法で、郵送でお送りするというようなことも考えながら、前回等々の事業をやってみての改善といいますか変更点、そういうのも考えながら、次の事業、こういうのを考えながらやっているというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3点目の最後の2つなんですけれども、9ページ、今、事業をいろいろ考えながらということでございましたけれども、今までは13番の委託料のみであったような気がするんですけれども、12番か。13番の使用料及び賃借料ということで23万1,000円、この情報機器使用料って初めて出てきたように思うんですけれども、これセットで、普通委託料に含まれているのかなと思ったんですけれども、何の機器を借りているのかということの一つご説明いただきたいのと、あと最後に、今回3,000円ということ、3,000円を出すのには900万ほど足りないというような予算で、財政調整基金から出すということでしたけれども、慣れたところで5,000円にしたら、こういう手数料委託についても、若干経費が削れたのではないのかなと。3,000円ある予算でしたから3,000円なのか、それとも、今3,000円ぐらいで物価高騰に該当するとお考えになったのかということについて、ちょっとご説明ください。

以上2問です。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ご質問2点いただきました。

まず、1点目の9ページの情報機器使用料、これについてですが、こちらの事業、上にも書いてございますように住民税非課税世帯、こちらのご世帯に給付、1世帯当たり5万円を給付する事業に関する情報機器使用料でございます。

当然、企画財政課で事務を担当いたしますが、課税情報等々持ち合わせておりません。これにつきましては、税務課の持っている情報の一部を、電算の関係で情報をいただきながら事業を実施するわ

けですが、手作業でやることも今のご時世できませんので、システム等々を使わせてもらってやりま  
す。それなものですから、過去2回、こういう予算を計上させていただいたんですが、その都度、情  
報機器使用料というところで、システムの使用料、それからパソコン機器、ハードの使用料、これに  
つきましては、過去2回とも上程させていただいているはずで。

続いて、2点目の商品券5,000円にしたらというところでございますが、少なくとも3,000円の時  
より経費が安くなるということは、あまり考えられないのかなど。商品券の印刷、それから金融機  
関に対する換金手数料、それから、枚数も多くなりますので、その他もろもろ考えますと、少なく  
とも事務費、本当の給付金以外の事務費のところは増えるのではないかと、そのように考えて  
おります。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第82号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第82号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決するこ  
とに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（小山久利君） 10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） ここで懲罰動議を提出したいと思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時53分休憩

午前10時8分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程の追加

○議長（小山久利君） ただいま清水議員ほか7名から、地方自治法第135条第2項の規定により、中島由美子議員に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号とし、議題とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎追加日程1 追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の動議

○議長（小山久利君） 追加日程第1、中島由美子議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の退場を求めます。

[5番 中島由美子君退場]

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時11分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

10番清水健一議員。

[10番 清水健一君登壇]

○10番（清水健一君） 中島由美子議員に対する懲罰動議。

次の理由により、中島由美子議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び榛東村議会会議規則第104条の規定により動議を提出します。

理由。

令和4年10月7日に開かれた令和4年第6回臨時会に上程された議案のうち、議案第80号 訴えの提起については、地方自治法第115条の規定に基づき、秘密会とすることが議決された。秘密会に関しては、榛東村議会会議規則第91条第2項に「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定されている。

10月11日、議会に対して、中島由美子議員が自己のフェイスブックに秘密会の議事を掲載している

との情報があり、確認したところ、内容が秘密会での議事であったことを確認した。これは榛東村議  
会会議規則第91条第2項の規定に明らかに違反する行為である。

よって、このたびの行為に対して、地方自治法第134条第1項の規定に基づき、懲罰を科すことを  
求める。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番齊藤将史議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） .....  
.....  
.....  
.....

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時16分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1 番齊藤将史議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） では、先ほどの私の発言の内容、取消しをいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、会議規則第105条及び委員会条例第5条の規定によって、議長及び中島由美  
子議員を除く8名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたい  
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

---

午後2時58分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

齊藤将史議員から早退の届出がございましたので、ただいまの出席議員は8名です。



## ◎追加日程2 追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰の件

○議長（小山久利君） 追加日程第1、中島由美子議員に対する懲罰の件を議題といたします。

懲罰特別委員会、清水委員長の報告を求めます。

10番清水健一議員。

[懲罰特別委員長 清水健一君登壇]

○懲罰特別委員長（清水健一君） 懲罰特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託になりました案件は、中島由美子議員に対する懲罰の件であります。

本日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、中島由美子議員に戒告の懲罰を科すべきと決定いたしました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

委員会では、中島議員が自己のフェイスブックに秘密会の議事の一部を掲載したことが、秘密の漏えいを禁止する榛東村議会会議規則第91条第2項の規定に違反しているものかどうかについて審議しました。

委員からは、掲載内容が会議規則第91条第2項で禁止している議事に関することであり、規則に違反するものであるなどの意見があり、採決の結果、本案は賛成多数により、懲罰を科すことが適当であると決定いたしました。懲罰につきましては戒告でございます。

なお、戒告文については、正副委員長に一任され、次のとおり決定いたしました。

中島由美子議員は、秘密会の議事を自己のフェイスブックに掲載した。このことは、榛東村議会会議規則第91条第2項に規定する秘密の保持に違反するとともに、品位を重んじる議会として、議員の職分に鑑み、誠に残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

以上が当委員会の審査概要であります。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 清水委員長からの報告が終わりました。

懲罰特別委員会委員長に対し、審査の結果及び経過に関する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による戒告文により、中島由美子議員に戒告の懲罰を科すことです。委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

中島議員の入場を許可いたします。

[5番 中島由美子君入場]

○議長（小山久利君） 暫時休憩といたします。

午後3時2分休憩

---

午後3時2分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいまの議決に基づき、これより中島由美子議員に対し、懲罰の宣告を行います。

中島由美子議員に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読いたします。

戒告文。

中島由美子議員は、秘密会の議事を自己のフェイスブックに掲載した。このことは、榛東村議会会議規則第91条第2項に規定する秘密の保持に違反するとともに、品位を重んじる議会として、議員の職分に鑑み、誠に残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和4年10月19日、榛東村議会。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（小山久利君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第7回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変長時間にわたり、お疲れさまでした。

午後3時3分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 齊 藤 将 史

榛東村議会議員 須 田 仁 美